

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会
環境モニタリング評価部会運営要領

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第7項の規定に基づき、環境モニタリング評価部会（以下「部会」という。）の組織及び運営は、この要領の定めるところによる。

第一 協議事項

要綱第6条第1項に基づく特定の事項は、次のとおりとする。

- (1) 原子力発電所周辺モニタリングの計画に関すること。
- (2) 原子力発電所周辺モニタリングの結果に関すること。
- (3) その他部会において必要と認められること。

第二 部会長

要綱第6条第2項に基づく部会長は、福島県危機管理部次長（原子力安全担当）をもって充てる。

第三 会長が必要と認める構成員

要綱第6条第4項で定める関係機関の職員は、次の機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員とする。

福島県	生活環境部
〃	保健福祉部
〃	農林水産部

第四 会長が必要と認める構成員以外の者

要綱第6条第5項に基づく構成員以外の者とは、次の機関の職員及び外部有識者とする。

原子力規制委員会
経済産業省
環境省
東京電力ホールディングス株式会社

第五 庶務

部会の庶務は、福島県危機管理部原子力防災課において処理する。

附 則

この要領は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。